

十二 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
（電気通信施設利用権の範囲） 7－1－9 <u>令第13条第8号ツ</u> …………… <u>全て</u> ……………	（電気通信施設利用権の範囲） 7－1－9 <u>令第13条第8号ソ</u> …………… <u>すべて</u> ……………

十三 減価償却の方法

改 正 後	改 正 前
（償却方法の変更申請があった場合の「相当期間」） 7－2－4 <u>一旦</u> …………… (注) ……………	（償却方法の変更申請があった場合の「相当期間」） 7－2－4 <u>いったん</u> …………… (注) ……………

十四 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
（固定資産の取得価額に算入しないことができる費用の例示） 7－3－3 の 2 …………… (1) …………… (2) …………… (3) <u>一旦</u> …………… <u>（機械及び装置以外の減価償却資産の未経過使用可能期間の算定）</u> <u>7－3－20 の 2 機械及び装置以外の減価償却資産に係る令第57条第1項《耐用年数の短縮》に規定する「未経過使用可能期間」は、当該減価償却資産につき使用可能期間を算定しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条</u>	（固定資産の取得価額に算入しないことができる費用の例示） 7－3－3 の 2 …………… (1) …………… (2) …………… (3) <u>いったん</u> …………… (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>件で使用するものとした場合において、通常予定される効果をあげることができなくなり更新又は廃棄されると見込まれる時期までの見積年数（１年未満の端数は切り捨てる。）による。</u> （機械及び装置の使用可能期間の算定） 7－3－21 機械及び装置に係る令第 57 条第 1 項《耐用年数の短縮》に規定する「使用可能期間」は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類を同じくする機械及び装置に属する個々の資産の取得価額（再評価を行った資産については、その再評価額とする。ただし、申請の事由が規則第 16 条第 2 号《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額とする。<u>以下 7－3－21 の 2 において同じ。</u>）を償却基礎価額とし、<u>7－3－20 に準じて算定した年数</u>（当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同項各号に掲げる事由に該当しないものについては、当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数とする。<u>以下 7－3－21 の 2 において同じ。</u>）を<u>使用可能期間</u>として、<u>耐用年数通達 1－6－1 に従いその機械及び装置の全部を総合して算定した年数による。</u> 規則第 18 条第 1 項第 2 号《耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等》に規定する「その取り替えた後の使用可能期間」についても、同様とする。 <u>（機械及び装置の未経過使用可能期間の算定）</u> <u>7－3－21 の 2 機械及び装置に係る令第 57 条第 1 項《耐用年数の短縮》に規定する「未経過使用可能期間」は、個々の資産の取得価額を償却基礎価額とし、7－3－20 に準じて算定した年数を使用可能期間として、耐用年数通達 1－6</u>	（機械及び装置の使用可能期間の算定） 7－3－21 機械及び装置に係る令第 57 条第 1 項《耐用年数の短縮》に規定する「使用可能期間」は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類を同じくする機械及び装置に属する個々の資産の取得価額（再評価を行った資産については、その再評価額。ただし、申請の事由が規則第 16 条第 2 号《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額）を償却基礎価額として 7－3－20 に準じて算定した<u>使用可能期間</u>（当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同項各号に掲げる事由に該当しないものについては、当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数）を<u>当該個々の資産の耐用年数</u>として、<u>機械及び装置の耐用年数の算定式に従いその機械及び装置の全部を総合して算定した年数（１年未満の端数は切り捨てる。）による。</u> 規則第 18 条第 1 項第 2 号《耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等》に規定する「その取り替えた後の使用可能期間」についても、同様とする。 （新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>－ 1 の 2 に従って算定した年数による。</u>	

十五 償却限度額等

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 4 款 陳腐化償却</u>
(廃 止)	<u>(陳腐化の意義)</u> <u>7－ 4－ 8 令第 60 条の 2《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》に定める減価償却資産の陳腐化とは、法人の有する減価償却資産が現実には旧式化し当該減価償却資産の使用によってはコスト高、生産性の低下等により経済的に採算が悪化すること、流行の変遷、経済的環境の変化等により製品、サービス等に対する需要が減退し、当該減価償却資産の経済的価値が低下すること等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいうものとする。</u>
(廃 止)	<u>(著しい陳腐化の意義)</u> <u>7－ 4－ 9 令第 60 条の 2 第 1 項《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》に定める減価償却資産が著しく陳腐化した場合とは、法人の有する減価償却資産が陳腐化したことにより、その減価償却資産の使用可能期間がその減価償却資産の償却につき採用している耐用年数(法定耐用年数より短い年数を採用している場合には、法定耐用年数)に比しておおむね 10%以上短くなった場合をいうものとする。</u>
(廃 止)	<u>(陳腐化償却の計算単位)</u> <u>7－ 4－ 10 令第 60 条の 2 第 1 項《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (廃 止)	<u>例》の規定による陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例の適用単位については、7－3－19《耐用年数の短縮の対象となる資産の単位》に準ずる。</u> <u>（陳腐化償却の場合の使用可能期間）</u> <u>7－4－11 令第 60 条の 2 第 1 項《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》に規定する「使用可能期間」の計算については、7－3－20《機械及び装置以外の減価償却資産の使用可能期間の算定》又は7－3－21《機械及び装置の使用可能期間の算定》に準ずる。この場合において、当該減価償却資産の更新又は廃棄の時期が具体的な資金計画、設備投資計画等において明らかにされており、かつ、その計画等が法人の業種、業態、規模等に照らして妥当なものであると認められるときは、その計画等に基づきその使用可能期間を算定する。</u> <u>（陳腐化資産に資本的支出がある場合の修正帳簿価額の計算）</u> <u>7－4－12 令第 60 条の 2 第 1 項《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》の規定を適用する場合において、陳腐化した減価償却資産につきその取得後同項の規定を適用する事業年度（以下この款において「適用年度」という。）前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下7－4－12 において同じ。）までに資本的支出があるときは、その減価償却資産に係る同項第 2 号に掲げる帳簿価額は、次のいずれかに掲げる額又はこれらの額の計算方法に類する方法により計算される額によることができる。</u> <u>(1) 次のイ及びロに掲げる額の合計額</u> <u>イ 当初の取得価額につき使用可能期間を基礎として計算される未償却残額</u> <u>ロ 適用年度前の各事業年度ごとに、その支出された資本的支出の額の合計</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止) <u>第 4 款</u> 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産 (償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産に資本的支出をした場合)	<u>額を一の資本的支出の額とし、かつ、その資本的支出の額が当該各事業年度開始の日において支出されたものとした場合において、その資本的支出の額につき使用可能期間を基礎として計算される未償却残額の合計額</u> (2) <u>次のロに対するイの割合を未償却残額割合とした場合におけるその法人が採用している耐用年数に係る未償却残額割合に対応する経過年数を計算し、次にその減価償却資産の使用可能期間についてその経過年数を経過したものとしたときに計算される未償却残額割合をその減価償却資産の取得価額（適用年度前の各事業年度に支出された資本的支出の額がある場合には、その資本的支出の額の合計額を加算した金額。以下 7－4－12 において同じ。）に乗じて計算した金額</u> <u>イ 適用年度開始の日における陳腐化した減価償却資産の帳簿価額</u> <u>ロ その減価償却資産の取得価額</u> <u>④ 未償却残額割合は、その計算された割合に近い未償却残額割合のいずれかを選択することができる。</u> <u>(陳腐化資産の償却超過額等)</u> <u>7－4－13 陳腐化した減価償却資産につき、令第 60 条の 2 第 1 項《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》の規定の適用がある場合には、その減価償却資産について生じていた償却超過額又は評価損の否認金の額は、適用年度の損金の額に算入する。</u> <u>第 5 款</u> 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産 (償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産に資本的支出をした場合)

改 正 後	改 正 前
<u>7-4-8</u> (適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却) <u>7-4-9</u> <u>7-4-9</u> <u>7-4-9</u> (注) (堅牢な建物等の改良後の減価償却) <u>7-4-10</u>	<u>7-4-14</u> (適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却) <u>7-4-15</u> <u>7-4-15</u> <u>7-4-15</u> (注) (堅牢な建物等の改良後の減価償却) <u>7-4-16</u>

十六 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前																																																								
(成熟の年齢又は樹齡)	(成熟の年齢又は樹齡)																																																								
7－6－12	7－6－12																																																								
(1)	(1)																																																								
(2)	(2)																																																								
<table><tr><th>種 類</th><th>用 途</th><th>細 目</th><th>成熟の年齢 又は 樹 齡</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>梨 樹</td><td></td><td></td><td>.....</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>柿 樹</td><td></td><td></td><td>.....</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種 類	用 途	細 目	成熟の年齢 又は 樹 齡					梨 樹								柿 樹												<table><tr><th>種 類</th><th>用 途</th><th>細 目</th><th>成熟の年齢 又は 樹 齡</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>なし 樹</td><td></td><td></td><td>.....</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>かき 樹</td><td></td><td></td><td>.....</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種 類	用 途	細 目	成熟の年齢 又は 樹 齡					なし 樹								かき 樹											
種 類	用 途	細 目	成熟の年齢 又は 樹 齡																																																						
梨 樹																																																									
柿 樹																																																									
種 類	用 途	細 目	成熟の年齢 又は 樹 齡																																																						
なし 樹																																																									
かき 樹																																																									

十七 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
(上場有価証券等の価額) 9－1－8<u>括弧書</u>..... (注) 1 2<u>括弧書</u>.....	(上場有価証券等の価額) 9－1－8<u>かっこ書</u>..... (注) 1 2<u>かっこ書</u>.....

十八 役員給与等

改 正 後	改 正 前
(機構上職制の定められていない法人の特例) 9－2－6<u>括弧書</u>..... (算定方法の内容の開示) 9－2－19<u>全て</u>..... (1) (2) (3) (注) (役員の分掌変更等の場合の退職給与) 9－2－32	(機構上職制の定められていない法人の特例) 9－2－6<u>かっこ書</u>..... (算定方法の内容の開示) 9－2－19<u>すべて</u>..... (1) (2) (3) (注) (役員の分掌変更等の場合の退職給与) 9－2－32

改 正 後	改 正 前
(1) (2)<u>全て</u>..... (3) (注) (役員が使用人兼務役員に該当しなくなった場合の退職給与) 9-2-37<u>全て</u>..... (1) (2) (同時期に支給を受ける<u>全て</u>の使用人) 9-2-44 (出向者に対する給与の<u>較差補填</u>) 9-2-47<u>補填</u>..... (注)<u>補填</u>..... 1 2	(1) (2)<u>すべて</u>..... (3) (注) (役員が使用人兼務役員に該当しなくなった場合の退職給与) 9-2-37<u>すべて</u>..... (1) (2) (同時期に支給を受ける<u>すべて</u>の使用人) 9-2-44 (出向者に対する給与の<u>較差補てん</u>) 9-2-47<u>補てん</u>..... (注)<u>補てん</u>..... 1 2

十九 保険料等

改 正 後	改 正 前
（役員又は使用人の建物等を保険に付した場合の支払保険料） 9－3－11 <u>括弧書</u> (1) (2)	（役員又は使用人の建物等を保険に付した場合の支払保険料） 9－3－11 <u>かっこ書</u> (1) (2)

二十 負担金

改 正 後	改 正 前
（特定の損失又は費用を <u>補填</u> するための業務の範囲） 9－6の2－2 (1) <u>補填</u> (2) (3) <u>補填</u>	（特定の損失又は費用を <u>補てん</u> するための業務の範囲） 9－6の2－2 (1) <u>補てん</u> (2) (3) <u>補てん</u>

二十一 その他の経費

改 正 後	改 正 前
（同伴者の旅費） 9－7－8 (1) (2) (3) <u>堪能な者</u>	（同伴者の旅費） 9－7－8 (1) (2) (3) <u>たんのうな者</u>

改 正 後	改 正 前
（災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等） 9－7－15 の 4 <u>補填</u>	（災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等） 9－7－15 の 4 <u>補てん</u>

二十二 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
（保険金等の範囲） 10－5－1 (1) (2) <u>補填</u>	（保険金等の範囲） 10－5－1 (1) (2) <u>補てん</u>

二十三 交換により取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
（交換の対象となる建物附属設備等） 10－6－3 <u>括弧書</u>	（交換の対象となる建物附属設備等） 10－6－3 <u>かっこ書</u>

二十四 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権) 11-2-14 (1)<u>全て</u>..... イ ロ (注) 1 2 (2)<u>全て</u>..... イ ロ ハ (取立て等の見込みがあると認められる部分の金額) 11-2-15<u>括弧書</u>..... (1) (2) (3) (4) (貸倒損失の範囲－返品債権特別勘定の繰入額等) 11-2-22 (1)	(繰入れ対象となる公的債務者に対する個別評価金銭債権) 11-2-14 (1)<u>すべて</u>..... イ ロ (注) 1 2 (2)<u>すべて</u>..... イ ロ ハ (取立て等の見込みがあると認められる部分の金額) 11-2-15<u>かつこ書</u>..... (1) (2) (3) (4) (貸倒損失の範囲－返品債権特別勘定の繰入額等) 11-2-22 (1)

改 正 後	改 正 前
(2)	(2)
(3) <u>補填</u>	(3) <u>補てん</u>

二十五 災害損失金

改 正 後	改 正 前
(減失損等の計上時期)	(減失損等の計上時期)
12-2-1	12-2-1
..... <u>括弧書</u>	 <u>かっこ書</u>

二十六 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
(再生手続開始の決定に準ずる事実等)	(再生手続開始の決定に準ずる事実等)
12-3-1 <u>令第117条第5号</u> <u>前各号</u>	12-3-1 <u>令第117条第4号</u> <u>前3号</u>
(1) <u>第4号</u>	(1) <u>第3号</u>
(2)	(2)
(3)	(3)
..... <u>恣意性</u>	 <u>し意性</u>
(第3号に掲げる場合に該当しない場合)	(第3号に掲げる場合に該当しない場合)
12-3-5	12-3-5
..... <u>第33条第7項</u> <u>第33条第8項</u> <u>全</u>	 <u>第33条第6項</u> <u>第33条第7項</u> <u>す</u>
<u>て</u>	<u>べて</u>

二十七 借地権の設定等に伴う所得の計算

改 正 後	改 正 前
(使用の対価としての相当の地代) 13-1-2 借 1<u>括弧書</u>..... 2 (相当の地代で賃借した土地に係る借地権の価額) 13-1-15 (1) (2) 借<u>補填</u>.....	(使用の対価としての相当の地代) 13-1-2 借 1<u>かっこ書</u>..... 2 (相当の地代で賃借した土地に係る借地権の価額) 13-1-15 (1) (2) 借<u>補てん</u>.....

二十八 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
(海外支店等の資産等の換算の特例) 13の2-1-8<u>全て</u>..... 借 (製造業者等が負担する為替損失相当額等) 13の2-1-11	(海外支店等の資産等の換算の特例) 13の2-1-8<u>すべて</u>..... 借 (製造業者等が負担する為替損失相当額等) 13の2-1-11

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2) 製造業者等 <u>全て</u>	(2) 製造業者等 <u>すべて</u>

二十九 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
(期末時換算法－事業年度終了のにおける為替相場) 13 の 2－2－5<u>全て</u>..... (注) 1 2 (2 以上の先物外国為替契約等を締結している場合の契約締結日の特例) 13 の 2－2－8<u>全て</u>..... (注) 1 2 (換算方法の変更申請があった場合等の「相当期間」) 13 の 2－2－15 <u>一旦</u>..... (注)	(期末時換算法－事業年度終了のにおける為替相場) 13 の 2－2－5<u>すべて</u>..... (注) 1 2 (2 以上の先物外国為替契約等を締結している場合の契約締結日の特例) 13 の 2－2－8<u>すべて</u>..... (注) 1 2 (換算方法の変更申請があった場合等の「相当期間」) 13 の 2－2－15 <u>いったん</u>..... (注)

三十 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配) 14-2-3 の 2<u>同条第 22 項</u>..... (利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定) 14-2-7<u>括弧書</u>.....	(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配) 14-2-3 の 2<u>同条第 24 項</u>..... (利用分量割戻しの基準に該当するかどうかの判定) 14-2-7<u>かっこ書</u>.....

三十一 受益者等課税信託による損益

改 正 後	改 正 前
(受益者とみなされる委託者) 14-4-8 (1) (2)<u>全て</u>.....	(受益者とみなされる委託者) 14-4-8 (1) (2)<u>すべて</u>.....

三十二 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
(金銭貸付業に該当しない共済貸付け) 15-1-15<u>全て</u>.....	(金銭貸付業に該当しない共済貸付け) 15-1-15<u>すべて</u>.....

改 正 後	改 正 前
(公益法人等の経営に係る学生寮) 15-1-40<u>全て</u>..... (低廉な宿泊施設) 15-1-42<u>全て</u>..... (1) (2) (3)<u>全て</u>..... (日本赤十字社等が行う医療保健業) 15-1-57<u>全て</u>..... (非課税とされる福祉病院等の判定) 15-1-64<u>全て</u>..... (注)	(公益法人等の経営に係る学生寮) 15-1-40<u>すべて</u>..... (低廉な宿泊施設) 15-1-42<u>すべて</u>..... (1) (2) (3)<u>すべて</u>..... (日本赤十字社等が行う医療保健業) 15-1-57<u>すべて</u>..... (非課税とされる福祉病院等の判定) 15-1-64<u>すべて</u>..... (注)

三十三 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
(収益事業に属する固定資産の処分損益) 15-2-10<u>全て</u>..... (1) (2) (補助金等の収入) 15-2-12 (1) (2)<u>補填</u>..... (注) (公益法人等が収入したゴルフクラブの入会金) 15-2-13<u>補填</u>.....<u>補填</u>..... (注)	(収益事業に属する固定資産の処分損益) 15-2-10<u>すべて</u>..... (1) (2) (補助金等の収入) 15-2-12 (1) (2)<u>補てん</u>..... (注) (公益法人等が収入したゴルフクラブの入会金) 15-2-13<u>補てん</u>.....<u>補てん</u>..... (注)

三十四 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
(利子計算期間の途中で記載又は記録された公社債に係る控除所得税額の計算) 16-2-6 (1)	(利子計算期間の途中で記載又は記録された公社債に係る控除所得税額の計算) 16-2-6 (1)

改 正 後	改 正 前
.....<u>括弧書</u>..... (2) (注)	<u>かっこ書</u>..... (2) (注)

三十五 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
(国外所得金額の計算) 16-3-9<u>括弧書</u>..... (販売費、一般管理費等の配賦) 16-3-12<u>全て</u>..... (注) 1<u>較差補填金</u>..... 2 (貸付金に準ずるもの) 16-3-27<u>括弧書</u>..... (1) (2) (3) (4)	(国外所得金額の計算) 16-3-9<u>かっこ書</u>..... (販売費、一般管理費等の配賦) 16-3-12<u>すべて</u>..... (注) 1<u>較差補てん金</u>..... 2 (貸付金に準ずるもの) 16-3-27<u>かっこ書</u>..... (1) (2) (3) (4)

改 正 後	改 正 前
(5) (6) (7) (8) (所得率等が変動した場合の取扱い) 16-3-30 (注) 1 2 <u>括弧書</u> <u>括弧書</u> (棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額) 16-3-35 <u>括弧書</u>	(5) (6) (7) (8) (所得率等が変動した場合の取扱い) 16-3-30 (注) 1 2 <u>かつこ書</u> <u>かつこ書</u> (棚卸資産の販売以外の事業に係る収入金額) 16-3-35 <u>かつこ書</u>

三十六 中小企業者等の軽減税率

改 正 後	改 正 前
(大法人による完全支配関係) 16-5-1 <u>法第66条第6項第2号《中小企業者等に対する軽減税率の不適用》</u> <u>の「大法人」</u>	(大法人による完全支配関係) 16-5-1 <u>法第 66 条第 6 項第 2 号イ《中小企業者等に対する軽減税率の不適用》に規定する「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人」（以下</u> <u>16-5-1において「大法人」という。）</u>

三十七 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
(振替公社債等) 20-1-10<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>..... (貸付金に準ずるもの) 20-1-19<u>括弧書</u>..... (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (人的役務等の提供の対価と使用料との区分) 20-1-23<u>全て</u>..... (1) (2)	(振替公社債等) 20-1-10<u>社債等の振替に関する法律</u>..... (貸付金に準ずるもの) 20-1-19<u>かっこ書</u>..... (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (人的役務等の提供の対価と使用料との区分) 20-1-23<u>すべて</u>..... (1) (2)

三十八 課税標準

改 正 後	改 正 前
(常習代理人から除かれる者) 20-2-7<u>括弧書</u>..... (掛)<u>括弧書</u>.....	(常習代理人から除かれる者) 20-2-7<u>かっこ書</u>..... (掛)<u>かっこ書</u>.....

三十九 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>(改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u> (1) <u>この法令解釈通達による改正前の5-2-9の取扱いは、平成23年3月31日以前に開始した事業年度（同年4月1日以後に開始し、かつ、同年6月30日前に終了する事業年度を含む。）における期末棚卸資産の評価額の計算については、なお従前の例による。</u> (2) <u>この法令解釈通達による改正後の7-3-20の2、7-3-21の2の取扱いは、平成23年4月1日以後に開始する事業年度において同年6月30日以後に令第57条第1項《耐用年数の短縮》の承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産の同項に規定する償却限度額の計算について適用する。</u> (3) <u>この法令解釈通達による改正前の7-4-8から7-4-13までの取扱いは、平成23年3月31日以前に開始した事業年度において法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第196号）による改正前の令第60条の2第1項《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》の承認を受けた</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>場合(同年4月1日以後に開始した事業年度において同年6月30日前に同項の承認を受けた場合を含む。)のその承認に係る減価償却資産の同項に規定する償却限度額の計算については、なお従前の例による。</u>	